

保健福祉センターの組織並びに事業の充実及び見直し等の検討状況について

子育て支援施策等の一層の推進を図るための組織改正につきましては、これまで検討を重ね、先の平成28年11月市会では、「子ども若者はぐくみ局」の設置に伴う京都市事務分掌条例の改正等について、御議決いただき、現在、準備を進めております。

今般、保健福祉センターの組織及び設置時期並びにより効果的・効率的な事業展開を図るための事業の充実、見直しに向けて検討している内容等につきまして、御報告します。

1 保健福祉センターについて

(1) 組織について

ア 保健福祉センターの位置付け等について（別紙1参照）

保健福祉センターについては、京都市区役所事務分掌規則等を一部改正し、各区役所・支所の福祉部と保健部を融合し、全ての区役所・支所において同様のサービスが提供できるよう、各区役所・支所の組織（部相当）として設置することとします。

また、現在、条例で設置している福祉事務所及び保健センターは、法定の事務等があるため、現行と同様にそれぞれ社会福祉法及び地域保健法に基づく独立した事業所として位置付けます。

イ 所管業務の概要等について

所管業務の概要並びに課及び担当の名称については、別紙2のとおり検討しています。

(2) 設置時期について

区役所・支所の窓口のレイアウト変更については、庁舎の状況によって改修等に時間を要する区役所・支所もあることから、日々の市民サービスの提供に支障を来さないよう検討を進めておりました。

この度、レイアウトの詳細の検討は引き続き進めていますが、全ての区役所・支所においてゴールデンウィーク中にレイアウト変更が完了する目途が立ったことから、ゴールデンウィーク明けの平成29年5月8日付けで全市一斉に保健福祉センターを設置し、新たな窓口で業務を進めてまいります。

(3) 今後のスケジュール

平成29年2月 レイアウト変更等予算案等提案

準備作業（規定整備、レイアウト調整、システム改修等）

4月1日 子ども若者はぐくみ局の設置

5月8日 保健福祉センターの設置（区役所・支所組織改正）

2 事業の充実及び見直しについて

(1) 検討内容について

保健福祉センターの設置に当たっては、福祉と保健の垣根を取り払い、地域と連携して、保健・医療・福祉が融合した取組を進めていきます。

現行の保健センター事業を健康長寿の取組を中心に、地域に出向いて講座を実施する等、アウトリーチ型の事業に転換することをはじめ、より効果的・効率的な事業展開を図ることができるよう、事業の充実・見直しを行っていきたいと考えております。

この他、これまで福祉部・保健部で行ってきた事業については、しっかり維持向上を図ってまいります。

(2) 今後のスケジュール

平成29年2月 事業充実・見直し等予算案提案

3 新たに設置する衛生課業務等の集約部門の設置場所について

(1) 設置場所について

違法な「民泊」の適正化に向けた指導等の業務や、感染症や食中毒などの迅速かつ的確に対応する必要がある健康危機管理業務について、より専門性を高めて機動的かつ重点的な対応を図るため、全市で一箇所の拠点に集約することとしております。

平成28年11月市会において、集約部門の設置等に係るレイアウト構築等の補正予算を御議決いただき、執務室の確保に向けた調整を進めた結果、次の民間ビルに、集約部門を設置することとしました。

引き続き事業内容や所管業務の整理等について検討し、関係規定の整備等の準備を進めるとともに、平成29年4月の集約部門の設置に向け、窓口が変更となる申請・相談等の具体的な内容について、市民周知を進めてまいります。

ア 施設の概要

名 称：千代田生命京都御池ビル

住 所：中京区御池通高倉西入高宮町200番地

※烏丸御池駅から徒歩3分

イ 位置図



(2) 今後のスケジュール

平成29年4月1日 集約部門及び区役所・支所窓口（医療衛生部門）の設置